

<報道発表資料>

令和7年7月24日

京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課

犬・猫の多頭飼育崩壊防止のための

避妊・去勢手術事業の開始

人と動物が共生できる社会の実現を目指して

京都市では、京都市動物愛護行動計画において、多頭飼育崩壊問題を重点的に取り組むべき課題と位置付けており、この問題の根底に生活困窮や社会的孤立の問題があることから、社会福祉の関係部署等と連携し、予防や早期の探知に重点を置いた取組を進めているところです。

この度、この取組をさらに強化するため、生活困窮等により多頭飼育崩壊の発生又はそのおそれのある飼い主に対して、飼い犬・猫の避妊・去勢手術を無償で支援する「多頭飼育崩壊防止のための避妊・去勢手術事業」を開始します。

【令和7年度多頭飼育崩壊防止のための避妊・去勢手術事業】

● 事業開始日

令和7年7月29日（火）

● 事業の対象者

次の条件を全て満たし、本市が認定した者であること。

※緊急対応が必要な場合は一部条件を緩和。

- ・本市の区域内に居住していること。
- ・個人市民税・府民税非課税世帯に属していること。
- ・避妊・去勢手術を受けさせていない飼い犬・猫のうち、そのいずれかを雌雄が混在して3頭以上所有しており、本市の区域内で飼養していること。
- ・本市が定める適正飼養の基準を満たすことを誓約していること。

● 支援の概要

事業の対象者に対して、本市が公募し委託する動物病院又は京都動物愛護センター（以下「動物病院等」という。）での避妊・去勢手術及び動物病院等への搬送を無償で実施します。

● 最大手術頭数

100頭（動物病院、京都動物愛護センター各50頭を予定。）

● 事業の流れ等

- (1) 犬・猫の多頭飼育でお悩みの方は、まずお住まいの区を所管する医療衛生センター方面担当へ御相談ください。
- (2) 事業の対象者として認定を希望される場合は、認定申請書に必要書類を添えて医療衛生センターへ提出してください。
- (3) 申請の内容をもとに、医療衛生センター職員が現地調査等を行ったうえで、本市が認定の可否を決定します。
- (4) 認定後、本市が調整のうえ、委託する搬送事業者が飼い犬・猫を搬送し、動物病院等において避妊・去勢手術を行います。
- (5) 手術実施後は、医療衛生センター職員が必要に応じて適正飼養の助言等を行います。

<医療衛生センターの問合せ先>

- | | |
|--------------------------|-------------------------|
| ・北東部方面担当（北区、上京区、左京区、東山区） | 0 7 5 - 7 4 6 - 7 2 1 1 |
| ・中部方面担当（中京区、下京区） | 0 7 5 - 7 4 6 - 7 2 1 2 |
| ・南東部方面担当（山科区、南区、伏見区） | 0 7 5 - 7 4 6 - 7 2 1 3 |
| ・西部方面担当（右京区、西京区） | 0 7 5 - 7 4 6 - 7 2 1 4 |

<お問合せ先>

京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課

電話：0 7 5 - 2 2 2 - 4 2 7 1